

四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付規則をここに公布する。

令和5年3月16日

四日市市長 森 智 広

#### 四日市市規則第14号

##### 四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付規則

###### (目的)

第1条 この規則は、生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を設置する者に対して、予算の範囲内で生ごみ処理機購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、処理機の設置を促進し、一般家庭から排出される生ごみの減量及び資源の再利用意識の高揚を図ることを目的とする。

###### (定義)

第2条 この規則において処理機とは、電力を用いて、かくはん、加温送風等を行うことにより、生ごみの堆肥化又は減量を行う機械で、市長が認めたものをいう。

###### (対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本市に居住している世帯の世帯主とする。

###### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、処理機の購入に要した経費の2分の1とし、15,000円を限度とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助の対象となる処理機の基数は、1世帯当たり1基とする。ただし、補助金の交付の対象となった処理機を購入してから5年が経過したときその他市長が認めるときは、この限りでない。

###### (補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に、購入者氏名、購入年月日、購入金額及び購入する機種が明示された領収書の写しを添えて、処理機を購入した日から起算して60日以内又は処理機を購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

###### (補助金交付の決定等)

第6条 市長は、前条に基づき申請書兼請求書が提出されたときは、その内容を審査

し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に交付するものとする。

（補助金の取り消し等）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) この規則の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかとなったとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（設置者の義務）

第8条 この規則に基づき補助金の交付を受け、処理機を設置した者は、その処理機を常に良好な状態に保持できるよう維持管理を行い、騒音、汚水、悪臭等により近隣の居住者に迷惑をかけないように努めなければならない。

（補助金の評価）

第9条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、規則の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（宛先）四日市市長

四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼請求書

四日市市生ごみ処理機購入費補助金の交付を受けたいので、四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、補助金の交付が決定したときは、次の口座に振込みを依頼します。

申請者	氏名 (世帯主名)	※氏名の記載に当たっては、申請者本人の署名又は記名押印とすること。						
	住所	〒						
	電話番号							
補助金振込先	金融機関	銀行		金庫			支店	
	口座番号	普通・当座						支所
	ふりがな							
	口座名義人							
※申請者本人以外の口座へ振り込みを希望する場合は、委任状が必要です。								
メーカー名								
商品名								
購入年月日	年	月	日					
購入金額	円							
交付申請額	円（※上限15,000円）							

※交付申請額は購入金額の2分の1に相当する額で、15,000円を上限とします。

（ただし、1,000円未満の端数は切り捨て）

※申請期間は購入した日から60日以内又は処理機を購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までとなります。

※補助金対象額は処理機本体の購入に要した額であり、保証料、送料、ポイントで支払った額等は対象外です。

【添付書類】

- ・領収書の写し（購入者氏名、購入年月日、購入金額及び購入機種が明記されたもの）
- ・〈申請者以外の口座へ振り込みを希望する場合〉 委任状（押印が必要）

第2号様式（第6条関係）

第 号

郵便番号

住 所

氏 名

様

四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付申請については、四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり交付を決定したので、通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助金の対象となる機種
- 3 補助金の交付の条件
  - (1) この補助金によって購入した生ごみ処理機は転売、転貸しないこと。
  - (2) 生ごみ処理機を使用する際は、常に良好な状態に保持できるよう維持管理を行い、騒音、汚水、悪臭等により近隣の居住者に迷惑をかけるないようにすること。
  - (3) 本補助金制度について、市から調査が行われる際は協力すること。